

ホームページ運営委員会要領

1 目的

本連盟規約第35条の規定に基づいて設置されるホームページ運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

2 構成

- (1) 委員会は、総務本部、競技本部、教育本部の理事又は部員8名以内をもって構成する。
- (2) 委員長は、委員の互選によって決定する。

3 業務

- (1) ホームページ運営用のパソコン等関連設備の管理、運営に関すること。
- (2) プロバイダー契約に関すること。
- (3) ホームページ掲載ファイルの作成、更新に関すること。
- (4) 広報管理委員会の審議に関すること。
- (5) Eメールによる各種通知等の送受信に関すること。
- (6) ホームページ作製・管理会社との交渉に関すること。

4 ホームページの内容

- (1) 栃木県スキー連盟の紹介
- (2) 所属団体の紹介
- (3) スキー年鑑の抜粋
- (4) 大会行事等の案内と結果
- (5) 各種登録、申し込みの様式
- (6) お知らせ
- (7) 賛助会員企業の紹介、広告
- (8) その他

5 運営内規

ホームページの更新時期、管理分担、個人情報管理、取材、その他ホームページの運営に必要な事項については、別途運営内規を定める。

6 要領の改廃

この要領の改廃は、理事会の議決による。

(附則)

- 1 この要領は、平成12年10月28日から施行する。
- 2 令和3年6月26日一部改正